

世界に誇れる、現状に合った新しい平和憲法を考えよう

委員長 **中村 公一**

山九
取締役社長



1949年東京都生まれ。73年成蹊大学工学部卒業後、山九運輸機工（80年山九に社名変更）入社。81年広島支店長、取締役、84年常務取締役、85年代表取締役副社長、86年代表取締役社長に就任。

1986年7月経済同友会入会、91年度より幹事。93年度労働委員会副委員長、93～96年度ASEAN委員会常任委員、95年度労働委員会副委員長、96年度雇用問題委員会副委員長、99～2000年度中国委員会副委員長、2001～2004年度国際問題委員副委員長、日本中国交流委員会副委員長、2002～2007年度産業懇談会第3火曜グループ世話人、2003～2004年度会員委員会副委員長、2005年度中国委員会副委員長、2006～2007年度憲法問題懇談会委員長。

過去の政府見解に縛られ 改憲論議が閉塞している

当懇談会の委員の皆さんは、憲法に関して深い認識をお持ちの方ばかりで、私は委員長として議論の交通整理役を務めてきました。これまで、与野党の政治家や大学教授、ジャーナリストなど、改憲・護憲を問わずいろいろな方のお話を伺い、討議を重ねてきました。われわれの自由闊達な議論が、憲法に対する意識を高めるひとつのエンジンになればいいと思っています。

日本国憲法は口語で書かれ、非常に読みやすいものです。それだけに、子どもが憲法を読んだ時のことを考えます。現状と憲法の折り合いについて、政府見解を説明しても子どもには通用しないのではないのでしょうか。過去何十年も

の間、改憲は困難だろうという前提で、政府はいろいろな事柄を「合憲」と解釈するための見解を積み上げてきました。そして今は、それらの見解が政治的な呪縛となり、改憲論議は閉塞的な状況に陥っています。本当に必要なのは、将来のあるべき日本を考えた憲法改正論議です。過去に拘泥されず未来像を描くという点では、経営者感覚に基づくわれわれの議論も大いに意味があると考えます。日本の将来のために何をするのが政治の最も重要な役割であるわけで、国会においてもきちんとした憲法論議を行ってほしいものです。

改憲は平和憲法破棄ではない 9条以外にも論点はある

当懇談会においても、日本国憲法と平和維持の考え方、集団的自衛権をめぐる問題が、議論の中心

副委員長（役職は3月12日現在）

- ・大戸 武元
（ニチレイ 相談役）
- ・柿本 寿明
（日本総合研究所 シニアフェロー）
- ・外立 憲治
（外立総合法律事務所 所長・代表弁護士）
- ・谷代 正毅
（富士重工業 常勤監査役）

委員55名

（インタビューは2月29日に実施）

であったように思います。しかし、今の日本で、「憲法改正＝9条改正＝戦争参加」と考える国民はいないでしょう。もし、戦争を肯定するような改憲案が出てきたとしても、国民投票で即座に否決されるはずですよ。

憲法は60年以上も放置されてきたわけで、さまざまな点で齟齬をきたしていると感じます。9条以外にも重要なことがたくさんあります。例えば、「権利と義務」という点について、国民である以上は義務を果たして初めて権利が主張できるのですから、「義務と権利」ととらえるべきです。また、最近では教育をすべて地方に任せようという論調が目立ちますが、本当にそれでいいのか、きちんと考えなければなりません。将来の日本、そして世界に誇れる憲法というものを見据えた議論であってほしいと思っています。そして、平和憲法にするという土台の上に、現状に見合った新しい憲法がつけられることを願っています。